

北海道クルーズ振興協議会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、「北海道クルーズ振興協議会」と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、北海道の諸都市、観光地、港湾の有機的な連携促進を図り、一体的に客船誘致や観光振興並びに観光産業の活性化を推進するとともに、効率的で効果的なクルーズ振興を図ることにより、北海道全体の地域振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クルーズ振興策の企画検討
- (2) クルーズ振興のための船内見学会、セミナー等イベントの実施
- (3) クルーズ振興に関する広報宣伝及び啓発
- (4) クルーズ客船誘致及び観光資源を活かした観光振興
- (5) クルーズ振興のための分野間の連携推進
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本協議会は、次のクルーズ振興に関心を寄せる団体等をもって組織する。

- (1) 北海道運輸局、北海道開発局及び国の関係機関
- (2) 地方自治体及び港湾管理者
- (3) 観光関係団体
- (4) 交通関係団体
- (5) (一社)日本外航客船協会及び港湾・海事関係団体
- (6) その他の団体、企業及び個人

(経費及び会計年度)

第5条 本協議会の運営経費は、負担金、年会費、参加料及びその他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 役員等

(役員)

第6条 本協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員を選任)

第7条 会長は、本協議会会員の互選とする。

- 2 副会長は、会員のなかから会長が本協議会の承認を得て指名する。
- 3 役員は無報酬とする。

(役員職務)

第8条 会長は本協議会を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 任期途中の就任者は前任者の残余期間とする。

(顧問)

第10条 本協議会の事業の円滑な推進を図るため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が指名し委嘱する。
- 3 顧問は、本協議会に対し、2条の目的を達成するために必要な意見を述べるることができる。

第3章 会議

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、会長が毎年1回招集する。また、会長が必要と認めるときには、随時これを招集することができる。

- 2 議長は、会長が務める。
- 3 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 事業報告
- (3) 規約の制定及び変更
- (4) その他重要な事項

- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(幹事会)

第12条 本協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、幹事若干名をもって組織する。

3 幹事は、会長が選任する。

4 幹事会は、必要に応じ、総会決定事項の具体化及び総会に諮る事項について協議するものとする。

5 幹事の任期は、2年とする。

第4章 部会等

(部会)

第13条 本協議会の下に第2条の目的達成のため部会を置くことができる。

2 部会は各港湾或いは地域毎に設置する

(作業部会)

第14条 本協議会は、第3条の事業を推進するため、事業毎に作業部会を設置することが出来る。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

第6章 雑 則

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長がこれを定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成15年11月7日より施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、平成26年3月12日より施行する。

附則

(施行期日)

この規約は、令和2年5月28日より施行する。

